

2021年5月31日

問1.天皇の役割や活動についてどのように考えるか

象徴・シンボル

- (1) 祭り主 宮中祭祀の長としてのご奉仕
- (2) お田植えなどの農作（伝統産業）行事
- (3) 国家元首としてのご公務

上記3点をお務めいただく事だと考えます。

問2.皇族の役割や活動についてどのように考えるか

天皇陛下御自らご奉仕される宮中祭祀やご公務以外の、宮中祭祀や皇室のご公務を行っていただく事。

皇后陛下におかれては、養蚕業（伝統産業）行事を行っていただく事。

但し、天皇陛下は、皇族には含まれず、別格の御存在と心得ますので、歴代天皇陛下のみ行ってきた御祭儀・御公務は、皇族では代わりになされるべきものではないもの（代わりに出来るものではない）と考えます。

※皇室=天皇+皇族

問3.皇族数の減少についてどのように考えるか

皇族数の減少は、皇族としての活動に一定の支障はきたすものの根本的問題ではないと考えます。なぜなら、皇位継承の資格を有する者の減少が、根本問題であるからだと考えます。

よって、志しある旧宮家の方々の、皇族（皇室）の復帰以外に皇位継承の資格の問題解決にはならないと思います。減少すればするだけ天皇並びに皇族のご負担が増えるのではないかと考えます。

問4.皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の身分を離れることとしている現行制度の意義をどのように考えるか

皇族しかできない祭祀があると思います。天皇陛下しかできない祭祀がある。古代より2000年以上の歴史を守り続けたこと、国を守ってきたことに通じると考えます。守るというものは伝統を守ってきたということであり、伝統とは安定を示すと考えます。この安定というものがあつて日本人としての誇りと、日本人としての結束力が何の疑いもなく紡がれてきました。それは、神武天皇を父系（男系）とする男子のみが皇位継承の資格を有するこの現行制度の考え方があるからです。

なぜなら、女性皇族の婚姻に伴う配偶者は、苗字はどうであれ、姓は一生涯皇族に関係ありません。そのご子息・ご令嬢も姓は皇族に関係ないからです。即ち、その女性皇族の配偶者・ご子息・ご令嬢は、皇族としてのご活動が出来ないもしくは意味がないものであります。

問5.内親王・女王に皇位継承資格を認めることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどう考えるか

日本には王室はなく皇室であると考えています。その時代・世代の状況により、皇嗣（皇位継承順位第1位）となり、寡婦か未婚の状態、時代背景（次の皇嗣が幼少期等）もあり、中継ぎ的役割での御即位はありました。したがって、男系女子の継承は一時的に必要な時は可能だと考えます。しかしそのご子息ご令嬢である女系男子女系女子への継承はあつてはならないものだと考えます。皇位継承順位は、現皇室典範通りが、正しいと思います。

問 6.皇位継承資格を女系に拡大することについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか

反対であります。まず女系天皇という言葉が間違っているかと思えます。歴代父系（男系）を辿り、初代神武天皇に血統が繋がる事が天皇の定義と理解しています。いわゆる女系という事は、母系を辿ることであり、いわゆる女系天皇というのは天皇に相当せず、もし現在いわゆる女系天皇と定義しているものが誕生すれば、それは天皇でなく、新たな王朝を開く事となり、皇室の歴史が終わり、ひいては日本の歴史がおわり、新王朝の下、新たな国家を開く事になるからです。

問 7.内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。その場合、配偶者や生れてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。

必要ないと考えます。前提として、その配偶者とご子息・ご令嬢は、皇族ではありません。皇族としてのご活動は出来ず意味がないからです。配偶者とご子息・ご令嬢を民間人とし、内親王・女王が皇族に残ったとしても、ご家族の中で身分が分かれる事となり、一般概念からしても、国民の理解が得られないと思えます。又皇族としてのご活躍もかなり難しくなる事が容易に想像できるからです。

問 8.婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてはどのように考えるか
菊栄親睦会や新たな組織等あれば、ご活動いただくべきと思えます。

問 9. 皇統に属する男系の男子を下記①又は②により皇族とすることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能とすること。

②皇統に属する男系の男子を現在の皇族と別に新たに皇族とすること。

①旧宮家であれば、いわゆる GHQ により、ハーグ陸戦条約違反にて、不当に臣籍降下させられたものと理解していますので、旧宮家の志ある方を養子縁組することのみ、可能と存じます。

②賛成です。

問 10.安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにどのようなものが考えられるか。

旧宮家の皇族復帰しかないと存じます。旧宮家の方々と鄭重に議論を重ね、志ある方々に、皇族（皇室）にお戻りいただければと思えます。